

議案第60号

三田市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

三田市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成30年6月7日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市印鑑条例の一部を改正する条例

三田市印鑑条例（平成9年三田市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第13条に次の1項を加える。

- 4 第1項の規定にかかわらず、印鑑登録者であって個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の交付を受けている者が、第1項に規定する申請をしようとするときは、個人番号カードを職員に提示することをもって、印鑑登録証を添えることに代えることができる。この場合において、当該印鑑登録者が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第33条第4項の規定による入力を行ったときは、市長は当該申請が適正であることを確認しなければならない。

第14条を削る。

第14条の2第1項中「第13条」を「前条」に改め、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する」を削り、「暗証番号」の次に「（暗証として入力される4けたのアラビア数字をいう。以下同じ。）」を加え、同条を第14条とする。

第15条第3号を同条第5号とし、同条第2号を同条第4号とし、同条第1号中「印鑑登録証」の次に「又は個人番号カード」を加え、同条の次に次の2号を加える。

(2) 印鑑登録証又は個人番号カードが著しくき損し、又は汚損しているため識別が困難なとき。

(3) 第13条第4項又は前条第1項の規定による申請において暗証番号を入力できないとき。

第16条第1項中「、第14条第2項」を「若しくは第4項」に、「第14条の2第3項」を「第14条第3項」に改める。

第17条から第20条までを削り、第21条を第17条とし、第22条から第2

5条までを4条ずつ繰り上げる。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年8月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に住民票の写し等の自動交付に係る請求者識別カードの交付等に関する規則(平成9年三田市規則第24号)第10条の規定に基づくカードの交付を受けている者に関しては、この条例による改正前の三田市印鑑条例第14条及び第17条から第20条までの規定は、施行日から平成30年10月31日までの間においては、なおその効力を有する。

(三田市手数料条例の一部改正)

3 三田市手数料条例(昭和51年三田市条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表第3号の2中「さんだシティカード」を「印鑑登録証」に改める。